

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社マイクロアド		コード	9553
提出日	2025/12/24	異動（予定）日	2025/12/19	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて、新任の社外役員の選任議案が決議されたことに伴う届出			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	森光 直代	社外取締役	○													○	新任	有
2	谷地館 望	社外取締役	○										○					有
3	宮沢 奈央	社外取締役	○													○		有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	森光氏は、長年にわたり複数の証券会社において、主としてIPO（株式公開）関連業務に従事することを通じて、内部統制、コーポレートガバナンス及び財務等に関する相当程度の知見を有しており、これらの経験及び知見に基づいて当社の経営に対する監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、当社と宮沢氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。
2	社外取締役の谷地館望氏は、当社の取引先である株式会社セレスの従業員です。当社と株式会社セレスとの間には、当社から先方への広告サービスの提供や、先方保有広告枠の仕入に関する取引関係が存在します。	谷地館氏は、企業の経営管理部門での勤務経験、複数企業での監査役経験を通じて、当社の属する業界に関する相当程度の知見並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの経験及び知見に基づいて当社の経営に河南する監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、当社と株式会社セレスとの取引金額は僅少であり、その取引の性質も通常の売上・仕入取引にすぎないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	宮沢氏は、弁護士資格と企業法務に関する相当程度の知見を有しており、これらの資格及び知見に基づいて当社の経営に対する監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、当社と宮沢氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。
4		
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。